

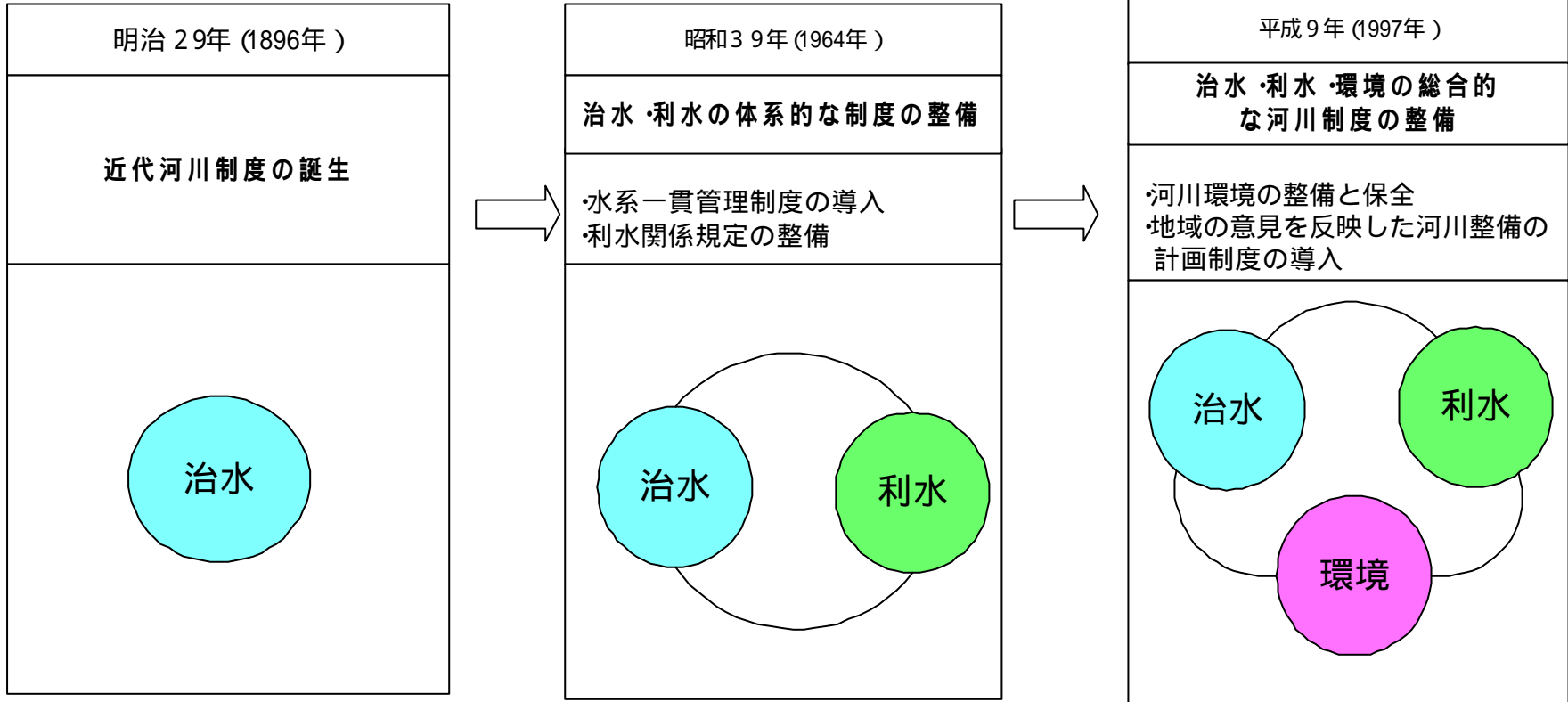
第 1 回 櫛田川流域委員会発足会資料

～ 櫛田川流域委員会発足会設立趣旨と規約案等について～

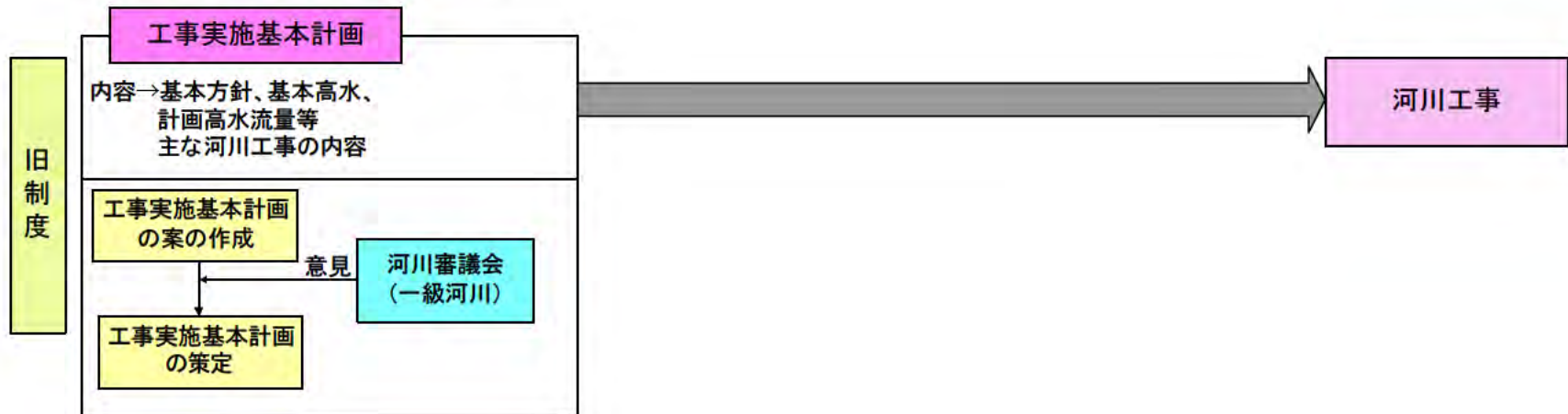
平成 14 年 10 月 25 日

国土交通省三重工事事務所

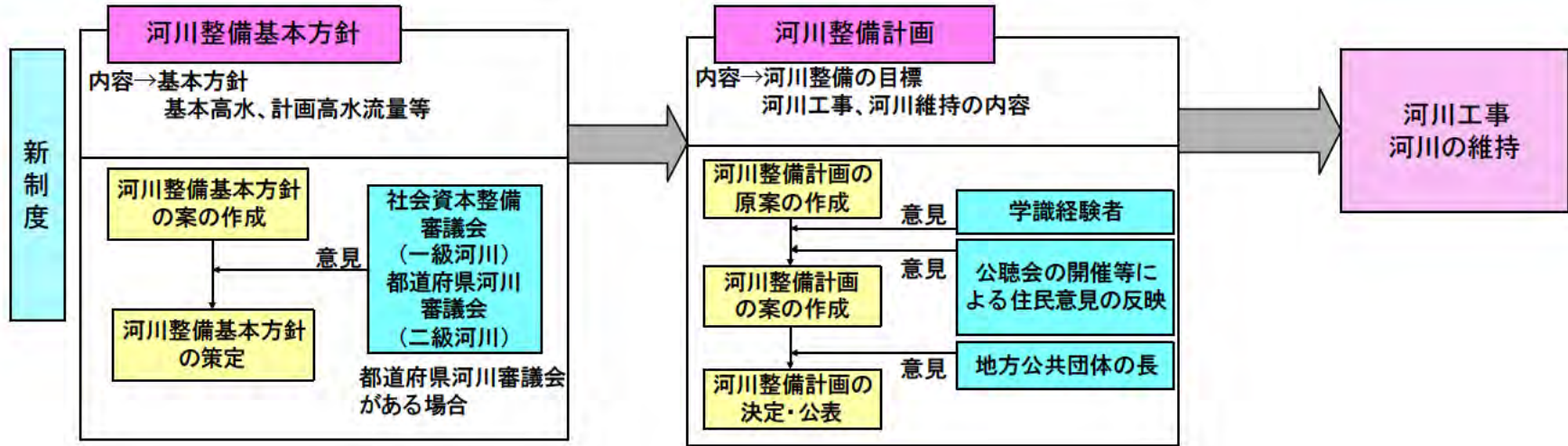
河川法改正の流れ



新しい河川整備の計画制度



2

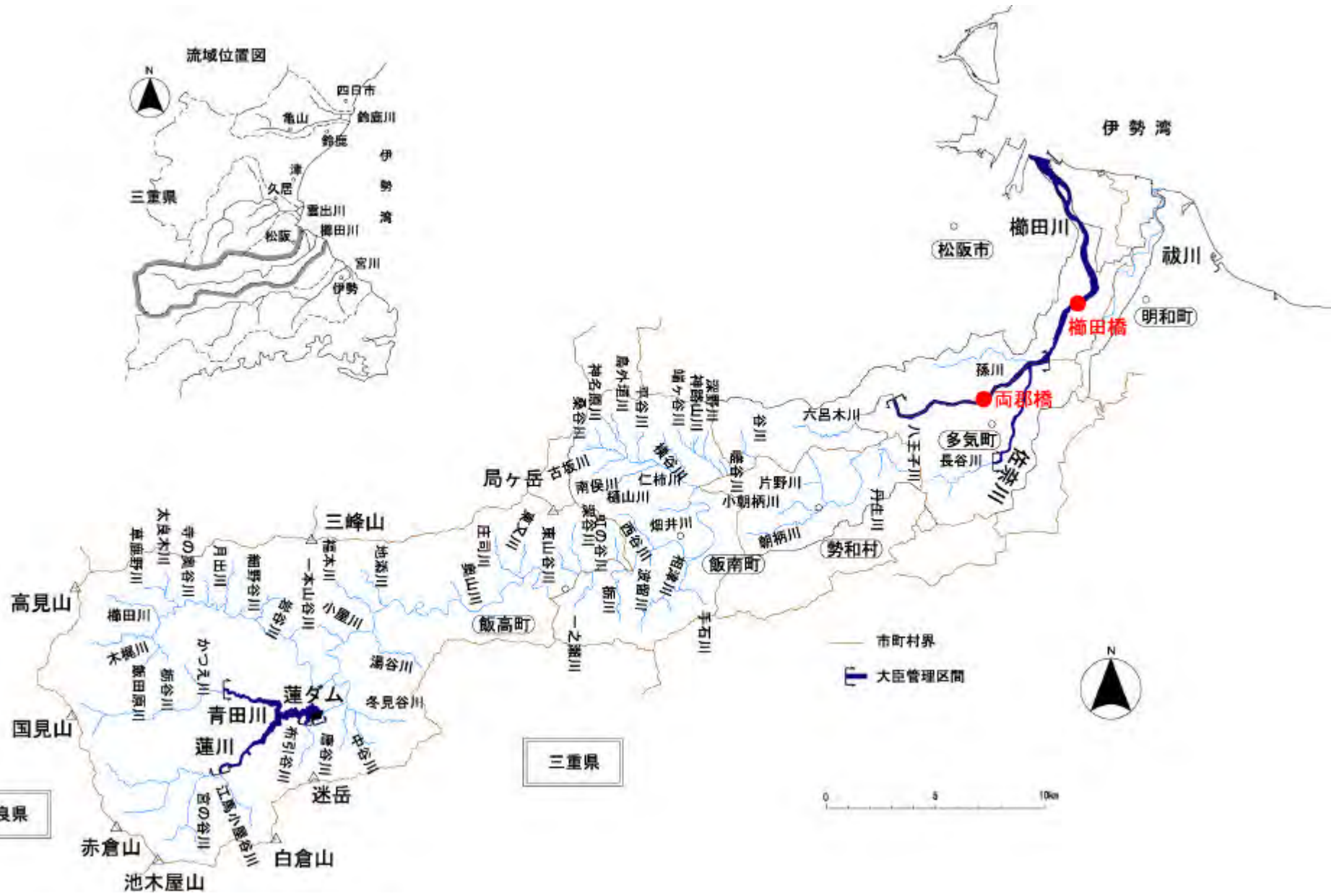


櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に向けて 櫛田川流域委員会発足会の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者である国土交通省は、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を策定することになりました。

中部地方整備局は、学識経験者や関係住民の方々、及び行政関係者など多方面の皆様からご意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するために、各水系で「流域委員会」等の設置や関係住民の方々に対する「公聴会又は意見交換会」等を予定しています。

今回、中部地方整備局では、「櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者等から幅広くご意見を頂くための流域委員会を設置することとしており、これに先立ち流域委員会のあり方や公募委員の選定等について提言を行うことを目的とした「櫛田川流域委員会発足会」を設置するものです。



櫛田川流域図

櫛田川流域委員会発足会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「櫛田川流域委員会発足会」（以下「発足会」という。）という。

（目的）

第2条 発足会は、櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）の作成にあたり意見を述べることを目的として設置する予定である「櫛田川流域委員会（仮称）」の設置にあたり、そのあり方や公募委員の選定等について中部地方整備局長に提言を行うことを目的とする。

（組織等）

第3条 発足会は、国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。
2 発足会の委員は、整備局長が委嘱する。（委員名簿は別紙のとおり）
3 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

（会議）

第4条 発足会には、議長及び副議長を置くこととし、議長は委員の互選によってこれを定める。
2 議長は会務を総括し、発足会を代表する。
3 会議は議長が招集し、運営を行うものとする。
4 発足会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
5 議長は、副議長を委員の中から指名する。
6 議長に事故があった時は、副議長が議長の職務を代行する。

（情報公開）

第5条 発足会の会議及び発足会資料の公開方法については、発足会でこれを定める。

（事務局）

第6条 発足会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重工事事務所が行うものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員の3分の2以上の同意をもってこれを行うものとする。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、発足会の運営に関し必要な事項は、発足会において定める。

付則

（施行期日）

この規約は、平成14年 月 日から施行する。

櫛田川流域委員会発足会規約 補則（案）

第3条

補則1 委員に欠員が生じた場合には、発足会にて協議の上、必要に応じて補充を行うものとする。

第4条

補則1 委員の代理出席は、行政に関わる委員について、代理出席を認める。

櫛田川流域委員会発足会のスケジュール案

スケジュール	議事事項
<p data-bbox="225 568 491 618">第1回発足会</p> <p data-bbox="301 629 580 658">平成 14 年 10 月 25 日</p> <p data-bbox="395 976 703 1005">委員公募(1ヶ月程度)</p> <p data-bbox="209 1319 491 1368">第2回発足会</p> <p data-bbox="301 1379 523 1408">平成 15 年 1 月頃</p> <p data-bbox="209 1603 643 1653">第1回櫛田川流域委員会</p> <p data-bbox="301 1664 523 1693">平成 15 年 3 月頃</p>	<ul data-bbox="828 573 1445 1397" style="list-style-type: none">・設立趣旨と規約等・議長、副議長選出・発足会の公開方針・櫛田川の特徴と課題・河川整備計画の内容・櫛田川流域委員会のあり方（運営、公募方法等） <ul data-bbox="828 1323 1131 1397" style="list-style-type: none">・公募委員の選定・流域委員会について